

お客様各位

2022年1月吉日

株式会社 神奈川銀行

投資信託「NISA口座」のみなし廃止を行いました

弊行では、2021年10月25日付、弊社ホームページでご案内させていただきましたとおり、その開設されているNISA口座が2021年末時点で以下の要件に該当するお客さまにつきまして、2022年1月1日をもって、お客さまのNISA口座をのみなし廃止させていただきましたので、ご案内いたします。

<NISA口座をのみなし廃止させていただくお客さまの要件>

お客さまの弊行NISA口座において、2021年末時点で2017年分の非課税枠（非課税管理勘定）が設定されており、かつ、2018年分以降の非課税管理勘定あるいはつみたてNISAの設定をされていないお客さまが該当します。

お客さまが2021年末時点でNISA口座において保有されていた投資信託の残高は、お客さまの特定口座（特定口座を保有されていない方は一般口座）に移管させていただいております。

また、のみなし廃止されたお客さまがあらためてNISA口座の開設を希望される場合には、下記のお手続きにより再開設することができます。

記

◎ N I S A 口座の再開設を希望される場合のお手続き

お取引店にて以下の書類（営業店にて用意しています）をご提出ください。

提出書類	持参していただくもの
<ul style="list-style-type: none"> ・非課税口座開設届出書 兼 勘定設定依頼書 ・N I S A (少額投資非課税制度) 口座のご確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等) ・投資信託口座のお届印

※他金融機関で2021年分のN I S A 口座（一般N I S A やつみたてN I S A）をお持ちの方は、上記に加え、その金融機関が発行する「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」を持参ください。

その他、ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上